

令和7年度 新川地区町政懇談会

日時：令和7年10月30日（木）

午後7時～8時

場所：新川公民館

1 挨拶 立山町長 舟橋 貴之

2 地区代表者挨拶 新川地区区長会 林 敬博 会長

3 懇談会

(1) 町からのお知らせ

空き家等の対策について【資料1】

(2) 意見交換

4 町議会議員挨拶 松倉 勝実 議員

5 閉会

立山町における空き家等の対策について

町では、平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「立山町空家等の適切な管理及び活用に関する条例」並びに「立山町空家等対策計画」を定め、空家等の所有者等に対する助言・指導や勧告、行政代執行による除却などの取り組みを進めています。しかしながら、高齢化や核家族化の進行等により、空き家が増え続けています。

空き家放置のリスク

立山町では、平成27年に国が施行した「空家等対策の推進に関する特別措置法」を契機に、「立山町空家等対策計画」を定め、所有者・管理者への指導などの取り組みを進めています。

空家を放置していると、土地の固定資産税が上がる

詳細は右ページ

空家を適切に管理していないと自治体から勧告を受け、固定資産税における住宅用地特例から除外されます。また、法改正により勧告対象が拡大しています。

空家の管理責任は所有者にあるよ!

ごみや可燃物の放置・散乱
不法投棄・放火のリスク

空き家を放置し続けると…

空き家の状態の確認

空き家の状態

良い ← → 悪い

<p>適切に管理された空き家</p> <p>周囲の状況で認定される場合も</p>	<p>管理不全空き家に認定</p> <p>窓や壁が破損しているなど管理が不十分な状態で、そのまま放置すると特定空き家になる恐れがあるもの</p>	<p>特定空き家に認定</p> <p>1. 著しく安全上危険となるおそれのある状態 2. 著しく衛生上有害となるおそれのある状態 3. 著しく景観を損なっている状態 4. その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</p>
指導	指導	助言または指導
勧告	勧告	勧告
勧告を無視した場合、改善命令が出され、従わなければ50万円以下の過料が科せられます。		命令
費用は所有者の負担	生命に関わるような緊急性の高い場合には命令等の手続きを経ずに緊急代執行を行う場合もあります。	代執行・緊急代執行

管理不全空き家の定義

適切な管理が行われていないことで、そのまま放置すれば、将来、下記の状態となる特定空き等に該当することになるおそれのあると認められる空家等。

- そのまま放置すれば倒壊等著しく安全上危険となるおそれのある状態。
- そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。
- その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。

助言・指導に従わず勧告を受けると、固定資産税の住宅用地特例から除外！

土地の固定資産税が上がります!!

★住まなくなった家を空き家バンクに登録しませんか？

◎空き家バンク制度とは

- ・空き家の売却や賃借を希望する方から提供された情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に提供するための制度です。空き家バンクに登録した物件情報は町のホームページ等で掲載し、広く情報発信をします。

登録について

- ・登録費用 無料
- ・登録には申請書等の提出が必要です。また、所有者または相続人が複数いる場合、全員の同意が必要です。

登録するメリットは？

- ・町職員が空き家の確認をお手伝いします。
- ・家財処分の補助が受けられます。
- ・インターネットで全国に発信できます。

どのような家が登録できる？

- ・所有者が明らかな家
- ・居住を目的とした家

お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

★立山町における空家等関連補助金について

◎立山町空き家除却支援事業

- ・倒壊等危険な空き家の解消や空き家の増加抑制のために、空き家の除却にかかる一部を補助します。
- 対象者：空き不良住宅、空き建築物の所有者またはその相続人
- 内容：除却工事費の1/2(上限額50万円)
- お問い合わせ先：建設課 建築住宅係 ☎076-462-9976

◎立山町定住促進事業

- ・立山町への移住・定住および地域経済の活性化を促進するため、町内で住宅を取得またはリフォームを行う費用の一部を補助します。
- また、空き家バンク登録物件を取得した際に補助金の加算措置があります。
- 対象者：町内に新たに住宅を取得・リフォームした世帯
- 内容：基本補助額に加えて補助の加算があります。(上限額120万円)
- お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980

◎立山町空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業

- ・町内の空き家の利活用を促進するために、立山町空き家情報バンクに登録し、成約した空き家を対象に、家財の処分にかかる費用の一部を補助します。
- 対象者：立山町空き家情報バンクに登録された空き家の所有者
- 内容：家財処分費用の2/3(上限額20万円)
- お問い合わせ先：企画政策課 まちづくり係 ☎076-462-9980